

# 八木支所版お知らせ

## 八木公民館講座『人権ビデオ鑑賞会』受講者募集

南丹市では「南丹市人権教育・啓発推進計画」に基づき人権感覚の豊かな社会を構築するために人権に関する視聴覚教材（ビデオ）を計画的に購入し、地域・学校・事業所などにおける人権教育・啓発にご活用いただいているところですが、研修等における視聴覚教材のさらなる有効活用をいただくことを目的に、八木公民館では10月から2月まで月1回土曜日に「人権ビデオ鑑賞会」を開催しています。

第4回は、主に女性・子ども・高齢者の人権について考えるビデオ『日常の人権I』を鑑賞します。

地域や職場などで人権教育・啓発の委員をされている方だけでなく、どなたでもビデオ鑑賞にご参加いただけます。この講座を通じて、一人ひとりが輝く社会づくりのきっかけとしていただければ幸いです。多くのご参加をお待ちしています。

- 受講対象** 南丹市民及び市内に勤務・通学されている20歳以上の方
- 参加方法** 事前登録や予約は行いませんので、当日直接会場にお越しください。受講は無料です。

今回（第4回）講座

- 日時** 1月28日（土）午前10時から
- 会場** 南丹市八木公民館 1階 和室
- ビデオ** 『日常の人権I』（上映時間 約25分）

◇問合せ先 南丹市八木公民館（社会教育課八木担当）TEL (0771) 68-0026、FAX (0771) 42-5616

## ミニすく広場 特別企画 第5弾「リトミック」

特別企画として、「リトミック」を開催します。お気軽にご参加ください。  
※リトミックとは、音楽を使い、心と体に想像力や表現力を作り出す総合教育です。

- 日時** 1月23日（月）午前10時～11時
- 場所** 南丹市役所八木支所3階子育て支援ルーム  
・送迎をご希望の方は1月16日（月）までに申し込んでください
- 内容** リトミック 講師：小谷 里美先生  
当日は、動きやすい服装でお越しください

- その他** 「山菜おこわ」おにぎりを食べよう ●**参加費** 200円
- 参加対象** 0歳～6歳児

保護者のお父さん、お母さん（おじいちゃん・おばあちゃん）そして子どもたちを支援していただく地域のみなさまです。

◎すくすくやぎっこミニ情報

子どもたちやお母さん、お父さん、おばあちゃんが毎週火曜日、木曜日の午前10時～午後3時まで南丹市八木支所3階子育て支援ルームで遊んでいます。

◎この事業は京都新聞「子育て仲間を応援」の助成金により運営されます

主催 子育て支援ボランティア「すくすくやぎっこ ミニすく」  
協力・問合せ先 南丹市社会福祉協議会八木支所 TEL (0771) 42-5480

## 文化財を火災から守ろう

1月26日は「文化財防火デー」です。昭和24年のこの日、奈良県の法隆寺金堂が炎上し、十二面壁画などが焼失しました。この貴重な文化財の焼失を契機として、毎年1月26日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財防火運動が展開されています。

園部消防署八木出張所、南丹市消防団八木支団合同の消防訓練を下記のとおり計画していますので、市民の皆様の積極的なご参加をお願いいたします。

なお、訓練当日、消防車がサイレンを鳴らして走行しますので、火災とお間違いないようお願いいたします。

記

- 日時** 1月29日（日）午前10時～11時
- 場所** 南丹市八木町美里荒井1番地 荒井神社

◇問合せ先 園部消防署八木出張所 TEL (0771) 42-3119  
南丹市消防団八木支団（事務局：八木支所地域総務課）TEL (0771) 42-2300

## ふれあい交流研修会のご案内

災害が起こった場合「どのように行動したらよいか。又、どんな事ができるのか。」についてご近所のみなさまで、ざっくばらんに話してみませんか。

今回は水害を想定し、住宅地図を基に八木管内で起こりえる被害や危険場所の確認と避難する経路や様子を地域の方々と確認したいと思います。

ぜひ、お誘い合わせの上ご参加ください。

- 日時** 1月28日（土）午後2時～5時（受付 午後1時30分～）
- 場所** 南丹市八木公民館 3階 大集会室
- 内容** 「防災マップ作り」講師 大谷大学 准教授 志藤 修史氏

主催 南丹市八木町ふれあいネットワーク代表者会議  
◇問合せ先 南丹市社会福祉協議会 八木支所 TEL (0771) 42-5480

## 農業所得収支内訳書作成相談会（八木支所）を開催します

確定申告期（2月16日～3月15日）を目前に控え、下記の日程で農業所得申告の相談会（白色申告者対象）を開催します。

開催日	場所	時間
1月30日（月）	南丹市八木支所 1階 市民ルーム	10:00～12:00 13:00～16:00

◆申告をしなくてもよい人

- ① 収支計算の結果、所得金額が黒字にならない場合
- ② 家事消費、親戚などへ販売しない米（縁故米）のみなど事業として農業をおこなっていない場合

※・農業所得が赤字の場合、他の所得と損益通算を行って申告できる場合もあります。  
・国保税の軽減など収入や所得により判定される制度の対象となる方は、住民税の申告が別途必要です。

◆持参していただくもの

- ① 収入・支出のわかる書類（農業経理関係に利用している通帳、農業用消耗品等の領収書等）

※それぞれ項目別にある程度仕分けをしてご持参ください。

- ② 筆記用具、電卓、印鑑など
- ③ **昨年申告された収支内訳書の控え**

- ④ 『平成23年分農業所得収支計算の手引き』

なお、「農業所得収支計算の手引き」は12月第4週に全戸配布しておりますが必要な方は、市役所税務課、各支所地域総務課にお問合せください。

◇問合せ先 税務課 市民税係 TEL (0771) 68-0004  
八木支所 地域総務課 総務係 TEL (0771) 68-0020

## 確定申告相談会を開催します（八木会場）

園部納税協会では、適正な申告納税の推進と納税道義の高揚等を目的として、近畿税理士会園部支部から派遣を受けた税理士による所得税確定申告相談会を開催します。

確定申告期を控えて、確定申告書の書き方などでわからないことがあれば気軽にお越しください。

開催日	場所	時間
1月30日（月）	南丹市八木支所 3階 西側会議室	10:00～12:00
3月2日（金）	J A八木支店 女性教室	13:00～16:00

◇問合せ先 （社）園部納税協会 TEL (0771) 62-0039